

「福祉サービス第三者評価」等を踏まえたサービス改善計画・実施状況

施設名	合川新生園	受審(実施)年度 (※)	平成30年度	施設番号	41-0040
-----	-------	-----------------	--------	------	---------

※第三者評価または利用者調査実施の年度

項目	評価結果に基づく現状分析 (平成 30 年度)	改善計画 (平成 30 年度末時点)	実施状況(予定を含む) (平成31 年4月30日時点)	左記実施状況に実施予定が あった場合の実施状況 (令和 2年4月30日時点)
様々な郷土食の提供によって、各地の文化に触れるについて	年 1 回、「きりたんぼ」を提供しているが、秋田県以外の地域の郷土食を提供することによって、利用者さんが各地の文化に触れる機会を作る。	利用者の意見を取り入れながら、栄養士と連携し、東北地方の郷土料理の献立を普段の食事に盛り込んで、食の旅行を楽しんでもらう。	1 実施済み ② 実施予定 (令和2年2月ごろ) 具体的には以下のとおりです。 令和元年 9 月から令和 2 年 2 月まで、東北地方の郷土食を提供する。	① 実施済み (令和2年2月) 黒焼きそばや汁なし担々麺等、東北地方以外の郷土料理も提供し、利用者さんからは「美味しかった」「また食べたい」など、好評を得ている。
誤薬防止について	落薬事故防止を意識した安全な服薬を行う。	誤薬防止マニュアルの再確認と事故報告書やヒヤリハット報告書、気づきを分析して、班会議を通し、リスクマネジメント研修や職員会議にて再発の防止を徹底する。	① 実施済み 2 実施予定 (令和 年 月ごろ) 具体的には以下のとおりです。 職員会議等で誤薬防止マニュアルを再確認し、最後の飲み込みまで確認するよう周知徹底した。	
施設入所支援についての利用者状況について	施設入所支援でも目視だけではなく、確認日時や利用者状態、行動を記録として残す。	施設入所時間帯の点呼簿等を作成し、利用者一人一人の状況を把握し、申し送り等を行うことによって、安全確保に繋げる。	① 実施済み 2 実施予定 (令和 年 月ごろ) 具体的には以下のとおりです。 夜間帯の点呼簿を作成し、利用者の状況を把握した。	

※この様式は、「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱」等の規定に基づき、利用者の皆様にお知らせするためのものです。

※「項目」は、第三者評価における「さらなる改善が望まれる点」などを参照に、施設が独自に決めています。

※第三者評価(又は利用者に対する調査)の結果は、施設において公表しているほか、「とうきょう福祉ナビゲーション」によりインターネットでも閲覧できます。

「福祉サービス第三者評価」等を踏まえたサービス改善計画・実施状況

施設名	合川新生園	受審(実施)年度 (※)	令和元年度	施設番号	41-0040
-----	-------	-----------------	-------	------	---------

※第三者評価または利用者調査実施の年度

項目	評価結果に基づく現状分析 (令和 元年度)	改善計画 (令和 元年度末時点)	実施状況(予定を含む) (令和 2 年4月30日時点)	左記実施状況に実施予定が あった場合の実施状況 (令和 年 月 日時点)
夜間時の支援体制の強化について	夜間の急変時や、著しい変化があった時の対応や看護師との連携を充実させ、円滑に安心して臨める体制を作る。	・急変時のシミュレーション、訓練の充実を図る。 ・利用者の個性、疾病のリストの作成。 ・夜勤者の申し送りを看護師に具体的にしてもらう。	1 実施済み ② 実施予定 (令和2年8月ごろ) 急変時における対応訓練を実施と、利用者個々の個性・疾病リストを作成して各職員に配布、細やかな申し送りを行ない、不測の事態に備える。	
利用者の権利擁護の理解促進に努める事について	利用者の関わり方や権利擁護についてどのように行動するべきかを共有し、理解促進に努める。	・ひまわり箱(苦情目安箱)の啓発。 ・自治会活動の充実。 ・権利擁護の研修の充実を図る。	1 実施済み ② 実施予定 (令和 2年9月ごろ) 苦情目安箱の要望を活用しながら利用者が主体となって自治会活動が行なえるよう支援し施設内外の研修等を通じて権利擁護の理解を深める。	
職員の研修と育成について	各種研修の体系化を図り職員の分かりやすい形で明示することで研修の意義について理解に取り組む。	・研修の具体化。 ・施設内研修の充実。 ・個人毎の研修の作成と実施を行う。	1 実施済み ② 実施予定 (令和2年6月ごろ) 階層別研修体系を明記し、園内外の研修と研修報告会を実施し支援知識と技術の向上に努める。	

※この様式は、「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱」等の規定に基づき、利用者の皆様にお知らせするためのものです。

※「項目」は、第三者評価における「さらなる改善が望まれる点」などを参照に、施設が独自に決めています。

※第三者評価(又は利用者に対する調査)の結果は、施設において公表しているほか、「とうきょう福祉ナビゲーション」によりインターネットでも閲覧できます。